

新田開発をめぐる争い —岡山藩の新田開発(2)—



兒島内海分間見取繪図(※T8-71)

期間：平成15年10月23日(木)～11月1日(土)
会場：岡山大学附属図書館特殊資料展示室

2003年度展示会解説 「新田開発をめぐる争い —岡山

新田開発と争論

江戸時代に新田が開発されたのは、入り合いの野原や河口の中洲、沿海の干潟などでした。こうした土地は、下草の刈り取りや漁業などで既に利用されていることが多く、村や領地の境目であることも多い土地でした。そのため、こうした土地を開発するときには、近隣の村々や領主と争いになることも少なくありませんでした。

村と村との争論は、初めは近隣の村役人などが仲介に入って、内々に収めるのが普通でした。これを「内済」といいます。それでも収まらないときは、所の領主に訴え出ますが、領主の側もお互いに面子がありますから、領主間の折衝で解決することもなかなか困難でした。結局、領主達の争論は「公儀」である幕府の裁定に任せるということになります。

しかし、幕府の裁判には多くの時間と費用が掛かります。それは、村人に対して大きな負担を強いるものでした。それでも、村人たちが訴訟を行ったのは、土地の用益をめぐる権利が生活の死活に関わる重大問題だったからです。

昨年度の展示会「開けゆく岡山平野—岡山藩の新田開発(1)ー」では、江戸時代前期の児島湾北部・東部での新田開発を取り上げましたが、今回は児島湾西部および備中地域を対象に、テーマも争論にしづらって企画しました。

粒浦新田の開発をめぐって

現在の倉敷市街地の南部には、阿知湯と呼ばれる干潟が広がっていました。江戸時代の初め、この地を岡山藩と備中松山藩とが競つて開発しました。しかし、阿知湯の南は備前国児島郡と接していましたから、その辺りの開発は備前と備中の国境をめぐる争いにもなりました。

寛永18年(1641)、備前児島方から北に広がる草地を開発したことに対して倉敷方が抗議し、争論になりました。この地は、20年来の係争地であったようで、時の岡山藩主池田光政は、過去の経過を先の岡山の藩主で今は鳥取に移っている池田家に尋ねました。これに対して、鳥取藩家臣の佐藤修理から書状が寄せられ、それを基に松山藩と交渉した結果、児島方の主張通り備前領として開発されるこ

とになりました。その結果出来たのが、粒浦新田です。

この争論は、領主間の折衝によって解決されたわけですが、その後も松山藩からは、完成した新田の一部を分けてくれるよう要求しています。光政は、同国内のことであれば何とか考えようもあるが、「国境」に関わることなので一大名である自分には何とも致しようがないと、体よく断っています。「国境」の問題は、「公儀」である幕府の権限に属することだという認識があったことが分かります。

浅口郡での開発

江戸時代、松山川(現在の高梁川)は酒津の辺りから東西二つに分流していました。そのうち西松山川の河口部分は現在では倉敷市玉島地区になっていますが、江戸時代初めには干潟の広がる海辺でした。この辺りも岡山藩と備中松山藩とが競つて開発しました。後に、岡山藩が開発した村々は鴨方藩領に、松山藩が開発した阿賀崎新田村は幕府領になります。

これらの村々の共通の悩みは、上流から流れる土砂が玉島新町の北に設けられた裏川に堆積し、排水が十分に行えないことでした。しかも裏川に出来た中洲(六町洲・八町洲)を阿賀崎新田村が開発したために、裏川の遊水池としての機能はますます低下しました。この問題をめぐっては、元文2年(1737)・寛政元年(1789)・文化9年(1812)の3度にわたって幕府評定所での争論になっています。結果は、1度目と3度目とは内済、2度目は幕府の裁許となり、双方の主張を取り入れた痛み分けのような解決となっています。

現在笠岡市域に含まれる今立川河口の入江は、浅口郡と小田郡との境目になっていました。その浅口郡側の西大島村は鴨方藩領、小田郡側の横島村は幕府領(元は福山藩領)でした。この入江に大坂の商人が出資して新田が開発されることになったのですが、完成後の帰属をめぐって争論となりました。享保12年(1727)郡境(=村境)が定められ、完成後の新田は、浅口郡側は西大島新田、小田郡側は横島入江新田と分けられました。

藩の新田開発(2)ー

児島内海の開発と国境争論

備中國都宇郡の妹尾村や早島村の地先に広がる干潟の開発については、備中方と備前国児島方との長い紛争が続きました。この辺りは、干潟や海面を利用した漁業が盛んで、干潟に生える葭草や浜松は新開地の肥料としても活用されていましたから、開発される新田の帰属とともに、これらの用益権がどうなるかも大きな争点になりました。

両者の最初の大きな衝突は、万治元年(1658)のことでした。児島方の農民が突然備中地先の干潟に榜示を打ったのです。この時は、正保の国絵図が参照され、双方の領主の役人が交渉し、備中方の主張を認める形で一応の決着をみました。

次いで争論が本格化するのは、享保年間(1716~36)のことです。これは、津田永忠の子の梶坂佐四郎による新田目論見に端を発するもので、それが双方の反対によって不調に終わると、幕府はこの地を享保の新田開発令に基づく「公儀新田」の対象地に指定しました。

「公儀新田」は、私領地先の野原・中洲・干潟などに開発された新田を幕府領とするものでした。そのため、幕府がこの地を「公儀新田」として開発しようとするたびに、地元の住民や領主と紛争が起きることになりました。それは、寛延年間(1748~51)と宝暦年間(1751~64)との2回の大きな国境争論に発展します。幕府による裁許の結果、備中方の干潟に対する用益権は認められましたが、備前との国境は当時の備中側新田の堤際とされ、内海は一円備前領となりました。

幕府裁許の結果は、大きな絵図に記され、老中などが裏書きして双方に渡されます。備中方の裁判当事者は妹尾・箕島・早島の各村でした。3ヶ村ではこの裁許絵図を1年ごとに持ち回りで管理しましたが、受け渡しの日には各村の村役人が寄合い、絵図の虫干しも行されました。

国境争論が裁許された後も、地元の村々の間や幕府と岡山藩との間で交渉が繰り返され、この地に新田が開発されたのは文政年間(1818~30)のことでした。これが、興除新田です。

福田新田の開発

東松山川の河口部の開発は、右岸は備中側の連島から、左岸は備前の児島方から開発が進められ、ここでも両者による争論が度々起

こりました。

享保元年(1716)児島の福田村他4ヶ村が地先の付洲の開発を企画します。これを知った備中方は、古田に障りがあるとして、連島はじめ18ヶ村が共同して幕府に開発の中止を訴えました。この裁判は、一旦は備中方の勝訴となります。しかし、その後岡山藩が巻き返しを図ります。その時活躍したのが、元幕府代官の手代であった岡山藩家臣の本郷沢右衛門です。彼は、かつての人脈を駆使して幕府勘定方の役人に働きかけ、再吟味では児島方に有利な結果をもたらします。これを受けて児島方が開発したのが、福田古新田です。

その後も、備中方と児島方とは東松山川の中洲の開発をめぐって何度も争論となっています。児島内海をめぐる紛争が興除新田の開発によって終結した文政年間になると、幕府がこの地についても強力に介入するようになります。「公儀新田」として開発されることになります。これにともなって、国境と福田村地内境とを確定する作業が行われます。これには双方の村人や領主役人が立ち会い、加えて開発後の権利をめぐる交渉が何度も繰り返されました。こうした経過の後、漸く児島郡柳田村の篠井汲五平の請負で開発が始まります。これが、福田新田です。

争論と絵図

争論の過程では、様々な絵図が登場します。新田開発を計画するときには、予定地の状況を見分した絵図や目論見の絵図が作られます。そして、実際に訴訟が起こされると、双方が立ち会って立会絵図が作られます。その時点では双方の主張は対立していますから、かぶせ絵図などの形でそれを反映したものが作られたりします。自分たちの主張を反映した独自の絵図を作つて提出することもあります。評定所での審理は、これらの絵図を参照して進められますが、時には幕府に提出された国絵図やかつての状況を示した絵図なども参考にされました。裁判が終わると裁許の内容を記した絵図が作られ、裏書きをして双方に渡されます。内済が命じられた場合にも、現地で絵図が作られることがあります。これらは権利を保障する重要書類ですから、大切に保存されました。こうした絵図が現在まで各地に残されています。

展示品解説

1. 備中國絵図

(+T1-30) [複製] 原本は190.0cm×189.2cm

「寛永古図」として伝えられるもので、墨紙に書かれた領主名から、寛永15年(1638)頃に作成されたと考えられている。村は、郡別に色分けされた小判形で示され、内に村名・村高・領主名が記されている。連島・乙島・柏島などは海上の島として描かれ、南部海岸沿いの新田村には石高は記載されていない。展示したのは、原図を60／100に縮小複製したもの。



2. 備中國之内岡山御領分と他領入組絵図

(+T1-35) 155.5cm×155.5cm

正保2年(1645)に作成された備中國絵図にもとづき、備中東南部の5郡(加陽・都宇・窪屋・下道・浅口)を描いたもの。朱○のみの村が岡山藩領、△印の村は鴨方藩領、□印の村は生坂藩領を示している。これらの村々には、村高の記載があるが、それ以外の他領の村には村高の記載がない。正保国絵図にはない新田村も描かれており、鴨方・生坂両藩への分知、もしくは元禄国絵図作成のために利用されたものか。西松山川が西方に大きく蛇行して描かれるのが正保国絵図の特徴で、現在の玉島地区が未開発なことをよく示している。



3. 大原孫左衛門宛佐藤修理書状

(※M1-57) 32.5cm×49.4cm

(寛永18年<1641>)2月9日

「備中新田」についての岡山藩からの問い合わせに対して、鳥取藩重臣の佐藤修理が返答した書状。大原孫左衛門は岡山藩の家臣で、当時は町奉行を勤めていた。阿知瀬南部の草地が20年来の係争地であるとして、その間の経緯などについて答えている。その後の備中松山藩とのやり取りについては、『池田光政日記』に詳しい記事がある。

4. 備中國十一郡帳

(+B3-34) 30.4cm×22.5cm

幕府の命によって作成され、正保2年(1645)に国絵図とともに提出された郷帳。郡ごとに村を書き上げ、朱印高や領主名、村況などが記されている。村名の難字には朱で仮名が付してある。白楽市新田村・四十瀬新田村・埋川村など寛永期に開発された新田村は、まだ登録されていない。

5. 四十瀬新田村埋川村絵図

(※T2-12) 78.5cm×58.0cm

いずれも、寛永年間に阿知瀬西南部に開発された新田村。大川(東松山川)の流れを堤で制御し、かつての流路を埋め立てて田地とした状況がよく分かる。両村の耕地が入り組んでいる様子もうかがわれ、江戸時代の新田村の景観が知られる。鴨方藩領の村々を描いた一連の村絵図の内の一枚。



6. 備中国浅口郡阿賀崎村周辺村々用水絵図

(※T2-15) 71.0cm×130.7cm



浅口郡の「御領分」村々の用水事情を表した絵図。「御領分」のうち、鴨方藩領と岡山本藩領との区別は付けられていない。貞享元年(1684)の鴨方藩分知以前の状況を示すものか。本川(占見川)の中に他領との境が朱の点線で、村境などが朱の○印で示されている。

7. 備中国浅口郡阿賀崎村新開かぶせ絵図

(※T2-21) 124.8cm×152.6cm

かぶせ図では、裏川内に葭草が生え立ち、排水に支障を来している様子が示されている。その下の本図には、付洲が出来る以前の状況(図6に近い状況)が描かれている。「新開作付」や「新土壌」なども描かれており、文化9年(1812)から文政2年(1819)にかけて争われた争論に関係したものと考えられる。



8. 摂要録・卷九

(A5-10) 26.9cm×18.9cm

占見新田村他4ヶ村は、阿賀崎新田村がハ町洲堰を土堰に改修し、新たに堤を設けたり、川中にまで竹木を生い立てるなど、新規の取り計らいをしたため、占見川の排水が困難になったと幕府に訴えた。

幕府は倉敷村の庄屋植田武右衛門らに取り扱いを命じ、文政2年(1819)に内済となった。史料は、その際の内済証文を書き写したもの。「摂要録」は、岡山藩の農政に関する基本史料を留方という役所が編集したもの。文政6年(1823)12月成立、全30巻。後編9巻は、明治4年(1871)成立。

9. 備中国浅口郡西大島村小田郡横島村境絵図

(※T2-13) 71.4cm×50.8cm

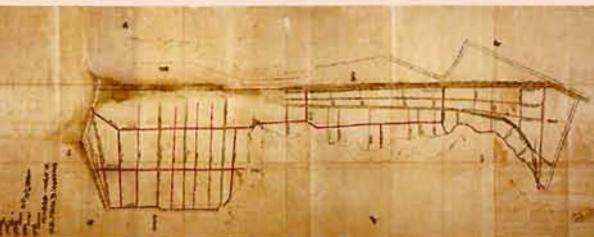
享保12年(1727)正月

浅口郡と小田郡との境目にあたる今立川入江を新田開発するにあたって、両村の村境を定めた絵図。墨印は以前に建て置かれた境杭木、朱印は交渉によって新たに定められた境杭木を示している。境線の変更によって、双方の新田予定地の面積に大きな増減が出ないよう、配慮されているようだ。西大島村分の津雲山の谷には、「新池願上場所」が2ヶ所示されており、開発に当たって新田の用水を確保するためのものだろう。



10. 西大島御新田所道川溝筋間尺相改見分之絵図

(※T2-11) 87.2cm×209.4cm



享保16年(1731)2月

西大島新田の完成に際して、検地に先立って鴨方藩領の大庄屋などが新田内の道・川・溝(用水路)などを測量して作成した絵図。朱色は道、水色(変色している)は水路を示している。やや上方を左右に真っ直ぐに引かれているのが、境筋。小田郡側は実際より狭く描かれている。

展示品解説

11. 児島内海干潟分間見取絵図

(※T8-13) 40.5cm×56.5cm



備中方の妹尾と児島方とが立ち会って作成した内海干潟の絵図。多数の「屋井」や「かし」が描かれているが、陸地に近い「屋井」は埋まっているものが多い。水尾筋2ヶ所には「分間」(測量)したことを示す書き込みもある。残念ながら、いつの争論に際して作られたものかは、判然としない。文次郎・清五郎・弥平次・孫八郎という絵師の名前が見える。百間(約180m)を五分(約1.5cm)に縮尺すると書かれているが、本図は下図(もしくは写し)であるために、さらに縮小されている。

12. 児島内海分間見取絵図(表紙)

(※T8-71) 168.6cm×311.8cm

宝暦5年(1755)正月

寛延争論の結果を受けて、岡山藩は干潟堤際の3ヶ所に「鉄砲殺生停止」の高札を建てた。これを根拠に、児島方は干潟に番人を置き、葭草刈りに入り込む備中方の者を追い散らした。これに怒った備中方の箕島・早島両村が、児島方を相手取って幕府に訴訟を起こした。この提訴を受けて、両者立ち会いのもとで作成されたのがこの分間絵図である。絵図の裏には、双方の村役人名が書き上げられた。かぶせ絵図の下側が備中側の主張に基づくもの、上側が備前側の主張に基づくもの。上側のかぶせ図では、寛延裁許の境筋が墨線で示されるとともに、本来の国境線は備中側が新田を開発する以前の海岸線であるという備前方の主張を示すため、備中の新田部分も備前領を示す白色で塗られている。幕府評定所での審議は、この絵図に基づいて進められた。百間(約180m)を七分(約2.1cm)で縮尺したもの。

13. 備前備中国境并海面御裁許絵図

(岡山市教育委員会所蔵) 178.7cm×220.4cm

宝暦8年(1758)6月21日

宝暦国境争論に対して幕府が下した裁許の内容を示した絵図。

裏には裁許文言と裁許にあたった幕府の寺社奉行・老中らの書判がある。裁許の内容は、国境については寛延裁許と同じく新田堤際を国境とするもので、絵図中に太い墨線で示され、上に裁許に当たった15人の幕府評定所メンバーが押印している。干潟での用益権については、備中方の意見がほぼ認められ、より詳しく規定された。この絵図は、妹尾・箕島・早島の3ヶ村が持ち回りで管理し、現在まで伝えられた。



14. 安東七郎大夫存寄書付

(※M1-56-3) 16.4cm×170.1cm

享保7年(1722)3月9日

梶坂佐四郎の新聞目論見に対して、児島の住民が反対し、幕府に訴え出たと岡山藩にうかがった。藩では、それを許可すべきかどうか、幾人かの御用人に意見を求めた。それに対して、江戸留守居の安東七郎大夫が自分の考えを述べたもの。当初の約束が異変しているのだから、児島住民が訴えるのは当然であるとしている。他に8人の返答が寄せられた。これにより岡山藩は児島住民の訴訟を許した。

15. 興除新田紀・全8冊

(M1-5~12) 27.4cm×20.1cm

児島内海開発の経緯と興除新田の開発に関わる史料を編纂した記録。貴重な一件史料だが、経過などは児島方および岡山藩側の立場から書かれている。「岡山県史・27 近世編纂物」に全文が翻刻されている。

16. ①児島海面備中早島地先新田之儀一件

(M1-22) 27.0cm×20.0cm

享保4年(1719)～元文元年(1736)

②児島海面干潟備中早島新田悪水抜溝之儀一件

(E4-104) 27.0cm×20.0cm

元文4年(1739)～元文5年(1740)

③児島内海妹尾沖新田一件稿

(M1-26) 26.5cm×18.1cm

明和元年(1764)7月

④児島海附洲新開御検使御出一件

(M1-1) 26.7cm×19.3cm

寛政8年(1796)～寛政10年(1798)

⑤御裁許江戸留守居より申来趣

(E4-266) 28.5cm×20.7cm

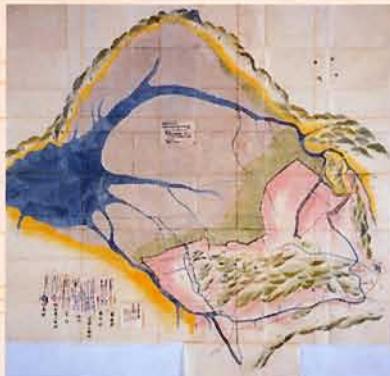
文化11年(1814)

児島内海干潟の開発をめぐっては、享保期以来度々備中方と児島方とで紛争が起こった。これに、この地を「公儀新田」として開発しようとする幕府の介入が加わり、事態は極めて複雑であった。そのため、岡山藩でも事件ごとに一件記録が作られた。ここでは、その一部を並べた。

17. 興除新田開発目論見略図

(※T7-107) 122.6cm×136.8cm

児島内海干潟のうち、「葭草生附洲」(草色)を囲うように朱の点線で堤線が引かれている。興除新田の開発計画を示したものか。ハケ郷用水など水路の概略も描かれており、興除新田の開発にあたっては、用水が大きな問題であったことを示している。図中の付紙も、水路や通に関するものが多い。



18. 児島郡福田村新田願書写

(M1-20) 29.0cm×19.2cm

正徳6年(1716)2月10日

福田村他4ヶ村が、福田村地先の付洲100町歩余りの開発を岡山藩に願い出たもの。差出人は、取り持ちの林村大庄屋九郎兵衛。潮抜樋・用水樋については藩から申し付けてほしいことや、鉄下年季などの条件についても願っている。福田古新田の開発がここから始まる。

19. 児島新田出入ニ付備中五ヶ領役人并私共十一月十六日初会

よりじゅうにがつみっかまでもうしんだんじそうろうおもむきかきあげ

5十二月三日迄申談候趣書上

(※M1-31-1) 14.6cm×38.3cm

(享保5年<1720>) 11月16日～12月3日

児島方による福田村地先の開発計画に対して、備中方18ヶ村が古田に障るとして反対、幕府に訴えた。この裁判は最初は備中方が勝訴。その裁許を受けて、岡山藩役人と備中5ヶ領の役人とが、備中窪屋郡平田村(岡山藩領)に面会、協議した。この史料は、その記録。この時から本郷沢右衛門が本格的にこの一件に関わることになる。

20. 的場喜六郎承合書付

(※M1-55-1) 15.7cm×88.6cm

(享保7年<1722>) 10月26日

備中の村々を巡回して伺った様子を報告した書付。福田古新田の開発についても、備中方の差し障りの状況を倉敷・早島辺りで聞き合わせたことを報告している。この頃江戸では、幕府評定所での再吟味が行われており、双方の領主による下済しが幕府によって命じられていた。的場は、岡山藩の歩行目付。

21. 本郷沢藏奉公書

(D3-2319) 27.6cm×20.6cm

福田古新田をめぐる備中方との争論で活躍する本郷沢右衛門の奉公書。再吟味の途中で江戸に呼び寄せられ、幕府勘定方の杉岡弥太郎と度々接触した。「奉公書」は、岡山藩が家臣に先祖の由緒や代々の勤役などの履歴を書き上げさせて、提出させたもの。留方が管理し、3423家のものが現存している。

22. 児島郡福田新田堤外大川水尾筋見取絵図
 こじまぐんふくだしんでんつつみそとおおかわみおすじみとりえす
 (※T7-103) 82.3cm×117.5cm



天明8年(1788)7月

東松山川中洲の流作場(堤の外に作られた不安定な耕地)は、児島方福田村と備中連島方との請作地になっていた。その中洲の先にさらに草生地が広がっている様子が付紙で示されている。見分したのは、岡崎与一左衛門。付洲に設けられた閑(堰)が朱で示され、長さが付紙に記されている。備中側に貼られた大きな付紙は、連島側から散洲を結んで川中を堰き止めていることを示している。

児島方から付洲・中洲の開発を計画した時の絵図。

23. 備中松山川流末連島児島郡間之絵図
 びっちゅうまつやまがわりゅうまつたらじまこじまぐんあいだのえす
 (※T2-8) 78.0cm×137.4cm



図22と同時期の状況を示す絵図。児島方と備中連島方の双方から設けられた閑(堰)が朱線で示され、福田村地内を示す傍示が朱の○印で示されている。

24. 備前国児島郡福田新田村請流作場絵図
 びぜんのくにこじまぐんふくだしんでんむらうけりゅうさくばえす
 (※T2-36) 120.2cm×83.5cm 67.5cm×38.2cm



福田村地先の付洲・中洲を新田開発するための計画を示した絵図。本図では、備中方(大江連島)請けの流作場との境界線に沿う形で線引きがされているが、別紙(貼り紙)ではより直線的な堤線が考えられている。天保10年(1839)に幕府の見分役人が派遣され、国境と福田村地内境とが確定された時のものか。

25. 備前国児島郡福田沖新開場所絵図
 びぜんのくにこじまぐんふくだおきしんかいばしょえす
 (※T7-105) 60.2cm×82.4cm

福田新田は、
 嘉永4年(1851)
 に完成、翌年に
 岡山藩による検
 地が行われた。
 その頃の様子を
 示す絵図。



26. 福田沖新開一件
 ふくだおきしんかいいっけん
 (M1-23) 26.3cm×20.0cm

天保7年(1836)～安政元年(1854)
 岡山藩が新開計画を幕府に提出して以来、福田新田の完成およ
 び替え地の上拝領まで、幕府とのやり取りを中心とした関係書類
 を編纂した記録。